

検証とフィードバック

日本救急医学会
メディカルコントロール体制検討委員会



救急医のためのメディカルコントロール

一般学習目標

救急隊員が適切な医療救護活動ができるよう、事後検証の目的を理解し、適切な検証方法、フィードバック方法を身につける。



救急医のためのメディカルコントロール

行動目標～WS形式の場合～

- 搬送時の実地評価および指導ができる
- 事後検証について説明できる
- 的確なフィードバックについて説明できる
- 検証会議での事後検証を実施できる
- (事後検証方法を策定できる)



救急医のためのメディカルコントロール

行動目標

- 搬送時の実地評価および指導すべき項目を説明できる
- 事後検証の目的を説明できる
- 適切な事後検証方法を説明できる
- 適切なフィードバック方法を説明できる
- 検証会議で検証すべき項目を説明できる



救急医のためのメディカルコントロール

事後検証の目的

- 特定行為の質の評価と改善(狭義)
 - 電気ショック
 - 気道確保
 - 静脈路確保
 - 薬剤投与
- 全ての救護活動の質の評価と改善(広義)
 - プロトコールの遵守
 - 重症度・緊急度判定の評価
 - 搬送医療機関選定の評価
 - 通信指令の評価も



救急医のためのメディカルコントロール

検証者

- 初療医(ゼロ次検証)
- 出動隊員(一次検証)
- 非出動隊員、必要に応じ指導救命士(一次検証)
- 事後検証医(二次検証)
- 事後検証会議(三次検証)
- 地域/県MC協議会(四次検証)
- 特殊な事案については特別委員会設置



救急医のためのメディカルコントロール

評価項目～ゼロ次から一次検証～

- 傷病者の情報収集は十分か
- 救護活動は適切か
 - 評価、判断、処置
 - プロトコルの遵守
- 時間経過は適切か
- 医療機関選定は適切か
- 活動記録票の記載は適切か
- 通信指令、口頭指導は適切か



救急医のためのメディカルコントロール

評価項目～二次検証～

- ゼロ次～一次検証で問題となった点の再評価
- 特定行為は適切に実施されたか
- 一次検証自体は適切か



救急医のためのメディカルコントロール

評価対象症例～二次検証～

- ゼロ次～一次検証で問題となった症例
- 特定行為
- 地域MC協議会で定められている疾患や症例
 - 心停止
 - 特定行為実施症例
 - 高エネルギー外傷
 - ACS、脳卒中
 - など



地域によって違い、
差がある



救急医のためのメディカルコントロール

評価対象症例～三次検証～

- 二次検証で問題となった症例で、全隊員に周知しておいた方がいい事項
- 症例検討会形式or学会発表形式
- 特定行為などのデータ集計、解析など



救急医のためのメディカルコントロール

評価対象症例～四次検証～

- 三次検証で問題となった症例で、関係機関との連携が必要な事項
- 医療体制に関わる事項
 - 実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実態の検証結果など



救急医のためのメディカルコントロール

評価の標準化

- 各種プロトコル
 - 各種ガイドライン
 - 記録票記載要項
 - 事後検証要項
- などを用いて、検証者による差異を無くす



救急医のためのメディカルコントロール

フィードバック～活動隊へ～

- ゼロ次検証
 - 初療時に口頭で
 - 後日、予後調査票や活動記録検証用返信票などで
- 一次検証
 - 口頭または文書で
- 二次検証
 - 口頭または文書で、署内検証担当者を介して



救急医のためのメディカルコントロール

フィードバック～全隊員へ～

- 三次検証
 - 症例検討会開催
 - 文書通知
 - データ分析



救急医のためのメディカルコントロール

フィードバック～MC体制～

- 四次検証
 - プロトコルの新規作成、改訂
 - 教育の実施
 - 病院実習
 - 再研修
 - その他教育プログラム開発
 - 各種文書の改訂



救急医のためのメディカルコントロール

フィードバック～その他～

- 四次検証
 - 関係各機関との連携
 - 各医療機関
 - 医師会
 - 周産期救急
 - 精神科救急



救急医のためのメディカルコントロール

事後検証の実際(ゼロ次検証)

- めまい症例で、四肢・表情筋運動障害、構語障害を確認していない
- 頭痛・高血圧症例で、普段の血圧を確認していない
- 片麻痺症例で、血圧の左右差を確認していない
- 腹痛症例で、他の消化器症状を確認していない
- 心原性ショック疑い症例で、AEDパッドを装着していない



救急医のためのメディカルコントロール

※病院滞在時間が長ならないよう注意
確認・実施していないことを責めるのではなく、上4つの事例では
受入要請時や病歴報告時に初療医から確認する

事後検証の実際(予後調査)

- バイク自損事故
- 循環の異常と骨盤動揺があり、骨盤骨折を疑い搬送
- 医療機関での初診時、胸郭の奇異性運動も認めた。フレイルチェストの診断で気管挿管、陽圧換気実施後、閉鎖動脈分枝に対しTAEを施行
- 予後調査返信時に「フレイルチェストがありました。全身観察もしくは継続・詳細観察での胸部診察が不十分だったようです。」と記載した



救急医のためのメディカルコントロール

事後検証の実際(二次検証)

- 起床時に右半身が動かしにくいことに気づかれた脳卒中事案
- 活動記録表の時間経過「発生時間もしくは最終安否確認時間」の欄に、起床時刻を記載していた。
- どのように事後検証しますか？



救急医のためのメディカルコントロール

事後検証例(二次検証)

- 「発生時間もしくは最終安否確認時間」の欄に起床時刻が記載してありますが、起床時刻が発生時間でしょうか？そのときに一瞬でも麻痺がない時間があったのでしょうか？
- 血栓溶解療法を行う上では発生からの時間経過が重要です。麻痺がないことが確認されている最終時間が就寝時刻であれば、この欄には最終安否確認時間として就寝時刻を記載すべきです。



救急医のためのメディカルコントロール

事後検証例(三次検証)

- 同様の記載が多数認められるのであれば、事後検証会議で記載方法を周知徹底する。
- また、活動記録表記載要項にその旨記載する。



救急医のためのメディカルコントロール

事後検証の実際(二次検証)

- CPA事案
- オンラインMCにて指示を受けた上で、気管挿管、静脈路確保、薬剤投与実施
- 現場滞在時間15分
- 搬送時間5分
- どのように事後検証しますか？



救急医のためのメディカルコントロール

事後検証例(二次検証)

- 現場滞在時間15分で気管挿管、静脈路確保、薬剤投与実施した活動は素晴らしい
- 搬送時間5分で病院到着できる現場であることをオンラインMC時に伝えたか？
- 実施する特定行為に優先順位をつけ、必要なものだけ行い、搬送を優先しても良かったのでは？



救急医のためのメディカルコントロール

事後検証例(三次検証)

- 事後検証会議で症例提示を行う。
- オンラインMCの指示医に、依頼された特定行為の指示要請に対し、何も考えずに指示を出さないよう通達する。



救急医のためのメディカルコントロール

事後検証の実際(二次検証)

- 複数傷病者が発生し、複数隊が出動した交通事故事案
- 複数傷病者対応事案について全隊員に周知するために、事後検証会議で症例提示を行う(三次検証)。
- 検証医、検証担当救命士、出動救急隊で準備を行う。
 - 時間経過、活動内容、問題点、改善点など



救急医のためのメディカルコントロール

行動目標

- 搬送時の実地評価および指導すべき項目を説明できる
- 事後検証の目的を説明できる
- 適切な事後検証方法を説明できる
- 適切なフィードバック方法を説明できる
- 検証会議で検証すべき項目を説明できる



救急医のためのメディカルコントロール

行動目標～WS形式の場合～

- 搬送時の実地評価および指導ができる
- 事後検証について説明できる
- 的確なフィードバックについて説明できる
- 検証会議での事後検証を実施できる
- (事後検証方法を策定できる)



救急医のためのメディカルコントロール

ご質問は？



救急医のためのメディカルコントロール

検証医の要件

総務省消防庁 救急業務高度化推進委員会報告書(平成13年)

- ① 救急医療に精通している(救急医療に五年以上は従事していること)
- ② 地域の消防行政を熟知している
- ③ 地域の救急搬送・医療体制を熟知している
- ④ 救急救命士を含む救急隊員が現場で行う救急業務等に関して体験的に熟知している
- ⑤ 救急救命士を含む救急隊員の教育・研修に従事している
- ⑥ 二次救命処置を熟知している、又は、救急認定医等の資格を有している



救急医のためのメディカルコントロール

検証医の所属する医療機関の要件

総務省消防庁 救急業務高度化推進委員会報告書(平成13年)

- ① 二次または三次救急医療を担うものとして都道府県により位置づけられた医療機関であること
- ② 救急部門が独立していること
- ③ 上記の医師の要件を満たす医師が勤務していること
- ④ 救急医療を担当する常勤の救急部門の専従医師を複数有していること
- ⑤ 救急救命士に対する指示の要請、救急救命士を含む救急隊員に対する指導・助言の要請に対し医師が迅速に対応できること
- ⑥ 救急救命士を含む救急隊員の病院実習を受け入れていること



救急医のためのメディカルコントロール

検証医の所属する医療機関の役割

総務省消防庁 救急業務高度化推進委員会報告書(平成13年)

- ① メディカルコントロール体制構築の中核を担うこと
- ② 常時、救急救命士に対する指示、救急救命士を含む救急隊員に対する指導・助言ができるようにその体制を整えること
- ③ 常時、救急救命士を含む救急隊員の研修、実習を受け入れること
- ④ 担当範囲内において、他の医療機関で常時対応できない場合の指示の要請、指導・助言の要請を補完的に受け入れること



救急医のためのメディカルコントロール

全国の活動記録票、事後検証票

- 複数地域の書類を参考資料として添付



救急医のためのメディカルコントロール

事後検証の指針例

- 湘南地域MC協議会作成の指針を参考資料として添付



救急医のためのメディカルコントロール